

22高福第727号
平成22年12月17日

指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様
指定小規模多機能型居宅介護事業者 様

各務原市高齢福祉課長

軽度者に係る指定福祉用具貸与の取り扱いの改正について

日頃より、介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、軽度者に係る指定福祉用具貸与の取り扱いについては、国及び本市の基準等により適切に取り扱われていることと存じますが、この度、本市の取り扱いについて一部改正し、平成22年12月22日から適用することとしましたので、ご周知いただくとともに適切なケアマネジメントを行ったうえで、確実な手続きをとっていただきますようお願いいたします。

なお、改正前の基準において、既に福祉用具を貸与されている方につきましては、市が貸与の有効期間を明記のうえ承認しておりますが、この有効期間にかかわらず、改正後の基準を適用することといたします。

記

主な改正点

	改正前	改正後
1	要介護1の者について、サービス担当者会議等に地域包括支援センターの職員を含める。	要介護1の者について、サービス担当者会議等に地域包括支援センターの職員の出席を必須要件としない。
2	「厚生労働大臣が定める者（厚生省告示第23号）第21号のイのア「車いす及び車いす付属品」の（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」又は、オ「移動用リフト」の（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する者である。」で判断した者について、 1. 市への確認方法 「必要書類を提出し承認を得る」 2. 提出書類 「サービス担当者会議の要点、情報提供資料（1次判定、特記事項、主治医意見	1. 市への確認方法 「必要書類を提出し報告する」 2. 提出書類 「サービス担当者会議の要点」 3. 見直しの頻度 「必要に応じて随時行う」

	<p>書)、利用票・別表、レンタル用品パンフレットの写し」</p> <p>3. 見直しの頻度について 「少なくとも6月に1回」</p>	
3	<p>「次の i) から iii) までのいずれかに該当する可能性がある者である。</p> <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイに該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)」</p> <p>上記で判断した者について、 見直しの頻度 「少なくとも6月に1回」</p>	<p>以下の点について、いずれかの変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ i) から iii) までの医学的な所見に変更が生じたとき ・ 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき ・ 当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき <p>※ 提出書類に変更はありません。</p>

担当 各務原市高齢福祉課介護給付係
電話 058-383-1778

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

～ 抄 ～

平成12年3月1日老企第36号
厚生省老人保健福祉局企画課長通知
(最終改正 平成21年4月21日)

(2) 要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護一の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。しかしながら第二十三号告示第二十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成十一年厚生省告示第九十一号)別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第二十三号告示第二十一号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第二十三号告示第二十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i)～iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書入手することによること。
イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。